

ID: 1212

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	給水停止命令(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名 根拠条項	水道法 第37条		
法令番号	昭和32年法律第177号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第37条の規定による。 (給水停止命令)</p> <p>第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日